



山形県公報

令和3年3月26日(金)
第191号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(循環型社会推進課) ……306
- 公益財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則の一部を改正する規則……………(森林ノミクス推進課) ……307

告 示

- 山形県水資源保全地域の指定……………(環境企画課) ……同
- 山形県水資源保全地域の指定の解除……………(同) ……308
- 平成26年3月県告示第198号(山形県水資源保全地域の指定)の一部改正……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 知事指定薬物の指定の失効……………(新型コロナワクチン接種総合企画課) ……309
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……310
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 山形県産業科学館の開館時間及び休館日……………(工業戦略技術振興課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……311
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……312
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……313
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……314
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………(同) ……315
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……316
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……317
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……318
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 山形県神室少年自然の家の利用料金……………(教育庁) ……319

選挙管理委員会関係

告示

- 政治団体の設立.....321
- 政治団体の届出事項の異動..... 同
- 政治団体の解散.....322

人事委員会関係

告示

- 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則..... 同

内水面漁場管理委員会関係

指示

- 内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量.....323

公告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....（市町村課）...325
- 県営住宅入居者の一般公募.....（置賜総合支庁建築課）... 同
- 同.....（庄内総合支庁建築課）...329
- 同.....（ 同 ）...333

正誤

規 則

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第32号

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年7月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10号の2中「設置したい」を「設置したい（非常災害のために必要な応急措置として設置した）」に、「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項（第2項）」に、

「8 一般廃棄物の処理開始予定年月日」を

「8 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合にあっては、当該一般廃棄物が生じた時期及び地域

9 一般廃棄物の処理開始予定年月日 に、
（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物の処理を開始した場合にあっては、処理開始年月日）」

「又は第6号」を「、第6号又は第10号」に、

「(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し」を

「(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し に改める。

(5) 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類」

別記様式第10号の4中「(記名押印又は署名)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第33号

公益財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則の一部を改正する規則

公益財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則（昭和42年7月県規則第36号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構事業資金貸付規則

第1条中「公益財団法人山形県林業公社」を「公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構」に、「公社」を「機構」に、「が公社」を「が機構」に改める。

第2条中「公社」を「機構」に、「行なう」を「行う」に、「貸付ける」を「貸し付ける」に改める。

第3条第3項、第4条第1項及び第5条から第9条までの規定中「公社」を「機構」に改める。

第10条中「公社」を「機構」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

別記様式第1号中

「公益財団法人山形県林業公社
理事長 氏 名 ㊟」を「公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
理事長 氏 名 ㊟」に、「公益財
団法人山形県林業公社事業資金貸付規則第4条」を「公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構事業資金貸付規則
第4条第1項の規定」に改める。

別記様式第2号中 「収入印紙
ちょう付」を「収入印紙
貼付」に、「公益財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則」を

「公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構事業資金貸付規則」に、「公益財団法人山形県林業公社
理事長 氏 名 ㊟」を
「公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
理事長 氏 名 ㊟」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第217号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 米沢市水資源保全地域
- (2) 区 域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める米沢市の森林の区域
- 2 (1) 名 称 真室川町水資源保全地域
- (2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡真室川町の森林の区域

山形県告示第218号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第8項の規定により、次の水資源保全地域の指定を解除する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 米沢市大荒沢水源地水資源保全地域
 (2) 区 域 米沢市大字入田沢字大荒沢1627番2から1627番6まで、1627番10、1627番227の一部、1627番228の一部、1627番229の一部、1627番230から1627番237まで、1627番238の一部、1627番239の一部、1627番240、1627番241の一部、1627番244の一部及び1627番256から1627番259まで並びに同市513林班ろ小班、514林班、515林班及び519林班い小班
- 2 (1) 名 称 米沢市鬼面川貯水池水資源保全地域
 (2) 区 域 米沢市412林班から426林班まで

山形県告示第219号

平成26年3月県告示第198号（山形県水資源保全地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

山形県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目3番36号	だいまち 長井市台町4番24号	就労継続支援（B型）	13名	令和3.4.1

山形県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目3番36号	つばさ 米沢市城西一丁目3番78号	生 活 介 護	令和3.3.31
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目3番36号	つばさ 米沢市城西一丁目3番78号	就労継続支援（B型）	同

山形県告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西 一丁目6番1号	ツクイ米沢金池 介護 米沢市金池五丁目4番5号	重度訪問介護	令和3.3.31

山形県告示第223号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N-（1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名ADB-BUTINACA）
- (2) 1-[1-（3-フルオロフェニル）シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類（通称名3F-PCP、3-Fluoro-PCP）
- (3) 3-{2-[エチル（プロピル）アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類（通称名4-AcO-EPT）
- (4) エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類（通称名threo-4-Fluoroethylphenidate）
- (5) エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類（通称名erythro-4-Fluoroethylphenidate）

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和3年3月25日

山形県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
保坂クリニック	東根市さくらんぼ駅前二丁目7番22号	令和3.1.1
いとう内科クリニック	東根市神町北一丁目3番41号	同
さくら歯科クリニック	南陽市赤湯3080番地3 イオンタウン南陽内	同
株式会社コスモス薬局南寒河江店	寒河江市大字島宇島東87番地	同 2.1

山形県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
松 田 医 院	天童市大字山口1913番地2号	平成30.12.29
保 坂 ク リ ニ ッ ク	東根市さくらんぼ駅前二丁目7番22号	令和 2.12.31
いとう内科クリニック	東根市神町北一丁目3番41号	同
有限会社ナカタ薬局大町店	米沢市大町三丁目30番30号	令和 3. 1.31
コスモ調剤薬局南寒河江店	寒河江市大字島字島東87番地	同
さくら歯科クリニック	南陽市赤湯3080番地3 イオンタウン南陽内	同 2.28

山形県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
にしき調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市錦町17番6号 コーポ錦1F	令和 2.11. 1
コスモ調剤薬局南寒河江店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	寒河江市大字島字島東87番地	令和 3. 1.31
訪問入浴サービスふれあい	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	鶴岡市西新斎町14番26号	同 3.31

山形県告示第227号

山形県産業科学館条例（平成12年10月県条例第72号）第6条第2項の規定により、山形県産業科学館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 開館時間
午前10時から午後6時まで

2 休館日

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 適用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

戸沢村土地改良区

2 事務所の所在地

最上郡戸沢村大字名高1593番地の96

3 認可年月日

令和3年3月18日

山形県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 白石上山線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市弁天一丁目371番2から 同 372番34まで	旧	62.9メートル } 9.7	98メートル
同 上	新	59.5メートル } 17.0	同 上

山形県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 上山七ヶ宿線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市南町224番4から 同 けやきの森16番3まで	旧	14.2メートル } 12.0	9メートル

同	上	新	20.0 ^{メートル} } 18.0	同上
---	---	---	-----------------------------------	----

山形県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字門伝字樋渡4136番から		旧	25.0 ^{メートル} } 21.6	^{メートル} 62
同 4140番まで				
同	上	新	35.2 ^{メートル} } 21.6	同上

山形県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
上山市弁天二丁目1711番9から		旧	34.4 ^{メートル} } 3.7	^{メートル} 101
同 弁天一丁目372番14まで				
同	上	新	34.4 ^{メートル} } 26.0	同上

山形県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 白石上山線
- 2 供用開始の区間 上山市弁天一丁目371番2から
同 372番34まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月26日

山形県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 上山七ヶ宿線
 - 2 供用開始の区間 上山市南町224番4から
同 けやきの森16番3まで
 - 3 供用開始の期日 令和3年3月26日
-

山形県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形白鷹線
 - 2 供用開始の区間 山形市大字門伝字樋渡4136番から
同 4140番まで
 - 3 供用開始の期日 令和3年3月26日
-

山形県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形上山線
 - 2 供用開始の区間 上山市弁天二丁目530番1から
同 弁天一丁目492番1まで
 - 3 供用開始の期日 令和3年3月26日
-

山形県告示第237号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市模代地内
 - 2 公共測量を実施する期間
令和2年11月5日から令和3年3月31日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量）
-

山形県告示第238号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南陽市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
南陽市全域
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年2月22日から令和4年3月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第239号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市大針地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和2年10月8日から同年11月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
飽海郡遊佐町当山地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和2年10月19日から同年12月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平石水沢－3	別紙図面のとおりに	土石流
山寺3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
菅沢	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

岩波 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
町浦 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
地藏堂 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下宝沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

山形県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
源長寺沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山辺町役場において縦覧に供する。

山形県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山寺 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
岩波 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
町浦 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
地藏堂 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下宝沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

山形県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平石水沢－3	別紙図面のとおり	土石流
山寺3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
岩波1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
町浦1－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
地藏堂－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下宝沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
岩波1	別紙図面のとおり	土石流
双月3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

山形県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
源長寺沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山辺町役場において縦覧に供する。

山形県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山寺3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
岩波1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
町浦1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
地藏堂-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下宝沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
岩波1	別紙図面のとおり	土石流
双月3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

山形県告示第247号

次の開発行為は、完了した。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和3年1月29日 指令村総建第270号

2 開発区域に含まれる地域の名称

上山市藤吾字大田2201番、2202番1、2202番2、2203番1、2203番2、2203番3、2204番1、2204番2、2206番1、2207番1、2208番1、2209番1、2210番1、2210番2、2224番1の一部、2225番の一部、2226番1、2226番2、2227番、2228番の一部、字南田2251番2の一部、2254番2の一部、2256番1、2256番3の一部、2257番1、2257番3の一部、2258番、2259番、2260番、2261番、2262番1、2262番2、2263番1、2263番2の一部、2264番1、2264番2の一部、2280番、2281番、2282番、2283番、2284番、2285番、2286番、2287番の一部、2288番、2289番、2290番の一部、2296番、2265番、2266番1、2266番2、2267番、2268番、2269番、2270番、2271番1、2271番2、2271番3、2272番、2273番、2274番、2275番1、2275番2、2276番、2277番、2278番、2279番1、2279番2、2279番3、2295番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

上山市河崎一丁目1番10号 上山市

山形県告示第248号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社 庄交コーポレーション 代表取締役 國井 英 夫	鶴岡市日和田町20番48号	同 左	令和 3. 3.22
		東田川郡三川町大字横山字袖東 19番 1	

山形県告示第249号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	「	「 泉中央支店	「 泉中央三丁目1番1号	「 」	を
	「	「 本荘支店	「 由利本荘市大町17番地	「 」	

「	「 本荘支店	「 由利本荘市大町17番地	「 」	に、
---	--------	---------------	-----	----

「	「 インターネット支店	「 山形市三日町一丁目2番47号	「 」	を
---	-------------	------------------	-----	---

「	「 泉中央支店	「 泉区南光台東一丁目52番1号	「 」	に改める。
	「 インターネット支店	「 山形市三日町一丁目2番47号	「 」	

別表第3中	「	「 大山支店	「 大山二丁目16番33号	を
	「	「 温海支店	「 温海 戊577番地1	

「	" 大山支店	" 大山二丁目16番33号	に改める。
---	--------	---------------	-------

別表第4中

"	ねずが関支店	" 温海戊577番地1	" "
"	朝暘町支店	" 東原町1番31号	" "
"	三瀬支店	" 本町一丁目9番7号	" "
"	宝田支店	"	" "

を

"	三瀬支店	" 本町一丁目9番7号	" "
"	温海支店	"	" "
"	ねずが関支店	"	" "
"	宝田支店	"	" "
"	朝暘町支店	" 東原町1番31号	" "

に改める。

附 則

この規程は、令和3年3月29日から施行する。

山形県告示第250号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県神室少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料

高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	390円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	630円
その他の者	1,120円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

施設	利用料金の額（1室1日当たり）
和室（16畳）	200円
和室（20畳）	200円
和室（40畳）	200円
和室（60畳）	640円
第1研修室	640円
第2研修室	200円
食堂	200円
プレイルーム	1,330円

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
 - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
 - (1) 小中学生等
 - (2) 高校生等
 - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
 - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
 - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
 - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年3月26日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小松健弥後援会	黒坂正満	山田雅明	最上郡真室川町大字大沢3612	令和 3. 2. 5

山形県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和3年3月26日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
高橋ひろし後援会	高橋康成	代表者の氏名	高橋康成	高橋弘	令和 元. 12. 20
南陽市東置賜郡医師連盟	齋藤 潔	代表者の氏名	齋藤 潔	粕川俊彦	同 2. 5. 29
結城岩太郎後援会	柏倉生一	主たる事務所の所在地	西村山郡大江町大字本郷丁180-17	西村山郡大江町大字小新41番地	同 10. 8
樋口和男を励ます会	日詰友幸	代表者の氏名	日詰友幸	吉田朝夫	同 12. 22
清野忠利後援会	金村信二	会計責任者の氏名	寒河江賢一	奥山恒雄	同 3. 2. 5
山形県保険鍼灸・マッサージ師政治連盟	原田幸美	主たる事務所の所在地	東村山郡中山町柳沢233-6	天童市老野森三丁目10番7号	同 2. 8
		代表者の氏名	原田幸美	白田栄二	
菅根光雄後援会	斉藤栄司	会計責任者の氏名	笹原誠次	有路浩之	同 2. 14
新庄市最上郡医師連盟	杵渕 篤	会計責任者の氏名	杵渕 篤	三條典男	同 2. 15
私鉄庄内交通政策研究会	後藤正志	代表者の氏名	後藤正志	本間 一	同 2. 17

酒田TRY21	池田一真	代表者の氏名	池田一真	北川幸宏	同 2.22
		会計責任者の氏名	坂東翔星	後藤篤志	
関井みきお後援会	関井美喜男	会計責任者の氏名	坂東翔星	後藤篤志	同
山形県民社協会酒田支部	関井美喜男	会計責任者の氏名	坂東翔星	後藤篤志	同

山形県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年3月26日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
社会民主党山形県連合	高橋啓介	令和 2.12.31
社会民主党新庄最上支部	今田雄三	令和 3. 1.30
社会民主党上山支部	須田勝男	令和 3. 1.31

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
秋葉征士後援会	瀬野利勝	令和 2.12.25
長南正一後援会	中島岩雄	令和 3. 1.31
木村かんじ後援会	小竹博男	令和 3. 2. 8
淀秀夫後援会	笹木茂	令和 3. 3. 9

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

山形県人事委員会
委員長 安孫子俊彦

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第1中

特定任期付職員給料表適用職	知事	出先機関		産業技術短期大学校長 産業技術短期大学校 内校長						

を

特定任期付職員給料表適用職	知事	本庁	専門職大学整備推進監							
		出先機関		産業技術短期大学校長 産業技術短期大学校 内校長						

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、令和3年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

令和3年3月26日

山形県内水面漁場管理委員会
会 長 國 方 敬 司

令和3年度増殖数量指示

漁協名	増殖方法	移殖放流											人工ふ化放流				産卵場造成等						
	魚種名 免許番号	あゆ	うぐい (はや)	こい	ふな	うなぎ	かじか	さくらます (やまめ) (稚魚)	にじます (稚魚)	にじます (成魚)	いわな (稚魚)	いわな (成魚)	もくず がに	ひめます	やつめ うなぎ	いわな	わかさぎ	さくらます (やまめ)	あゆ	うぐい (はや)	かじか	やつめ うなぎ	その他
		キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム	尾	尾	キロ グラム	尾	キロ グラム	尾	尾	万粒	万粒	万粒	万粒	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
両羽	内共第1号						17,000					1,000			500								
県南	内共第2号	200	30	100	100		6,000		300	13,000	275				2	400			9	1		いわな3	
西置賜	内共第3号	540			30		12,000	1,000		19,500	120								6	8			
最上川一	内共第4号	900	10		20	8	22,800	1,500		29,000		200							2			1	こい1、さくらます(やまめ)1
	内共第5号				10	10																	
	計	900	10	10	30	8	22,800	1,500		29,000		200							2			1	こい1、さくらます(やまめ)1
最上川二	内共第6号	1,500			245		26,000	8,000	460		195	100				40			2	1	1	1	
	内共第7号				50	60																	
	内共第8号				50	245																	
	計	1,500		100	550		26,000	8,000	480		195	100				40			2	1	1	1	
丹生川	内共第10号	800			20		12,000		10	5,000		300							7	6			
小国川	内共第11号	3,500			30		60,000	500		20,000		1,000							1	9	7	7	
	内共第12号				50	5																	
	計	3,500			80	5	60,000	500		20,000		1,000							1	9	7	7	
最北中部	内共第13号	450			10		25,000	3,000		25,000		1,000								2	2	2	
	内共第14号				5																		
	計	450			15		25,000	3,000		25,000		1,000								2	2	2	
最上	内共第15号	1,200			10	3	50,000			20,000		3,000							4	4	2	2	
最上川第八	内共第16号	200			5		20,000			10,000		1,000		140						4	3		
赤川	内共第17号	110					3,000			1,000		500								2		2	
	内共第18号	440			5		17,000		10	9,000		2,500					3	2	3	3		さくらます(やまめ)9	
	内共第19号												3,000										
	計	550			5		20,000		10	10,000		3,000	3,000				3	2	5	3	2	さくらます(やまめ)9	
月光川養	内共第20号	15					9,000			5,500		3,800							4	2	3	1	
日向荒瀬	内共第21号	370			3		5,000			5,000		1,500							2	2	2	2	
山戸	内共第22号	170					5,200					500							9	5	5	2	いわな6
温海水町	内共第23号	100					4,000			2,000		100							2	1	1	1	いわな1、さくらます(やまめ)2
	内共第24号	70					3,000			2,000		100							2	2	1	1	いわな1、さくらます(やまめ)2
	内共第25号	80					3,000			2,000		100							3	2	2	1	いわな1、さくらます(やまめ)2
	計	250					10,000			6,000		300							7	5	4	3	いわな3、さくらます(やまめ)6
小国町	内共第26号	500					15,000			150,000						500			6	6			
作谷沢	内共第27号			100	150	5																	こい1、ふな1
	内共第28号			100	100																		こい1、ふな1
	計			200	250	5																	こい2、ふな2
合計	計	11,145	40	410	1,098	21	2	315,000	14,000	800	318,000	590	16,700	3,000	640	2	1,540	3	31	71	53	23	いわな12、こい3、さくらます(やまめ)16、ふな2

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける、委託者に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年3月17日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 53,855,617円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公 募 戸 数	区 分	家 賃						敷 金	摘 要
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者		
県営太田町ア パート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 4号	同	2DK	60.3	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300		同
同	同	3DK	74.0	1	同	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000		同
同 春日アパー ト1号	同 春日五丁 目2-43	同	63.9	1	同	18,000	20,800	23,800	26,900	30,700	35,400		同
同 2号	同	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,200		同
同	同	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300		同
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	3	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		同
同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	2	同	22,800	26,400	30,200	34,000	38,900	44,900		同
同 中田第1ア パート1号	同 中 田 町 658-3	2DK	54.7	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400		同
同	同	3DK	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900		同
同 2号	同	同	68.8	3	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		同
同 3号	同	同	69.9	2	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300		同
同 4号	同	同	75.4	1	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300		同
同 5号	同	同	75.4	3	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600		同

同 6号	同	同	75.4	1	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	同
同 相生アパー ト3号	同 相生町7 -65	同	72.9	4	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	同
同 桜木アパー ト1号	同 南陽市三間通 1229-2	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	同
同 小出アパー ト1号	同 長井市台町3- 1	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	同
同 2号	同 3- 2	同	58.0	1	同	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

また、令和3年7月1日以降に入居決定した者は、(6)の「寡婦又は寡夫」を「所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦」と読み替えるものとする。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 令和3年7月1日以降に入居決定した者で、入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和3年4月1日から令和4年1月31日までの午前10時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。郵送の場合は、令和4年1

月31日の午後5時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公 募 戸 数	区 分	家 賃						敷 金	摘 要
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用品 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者		
県営東部アパ ー ト1号	鶴岡市朝陽町6 -25	3DK	55.7	2	一般用	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 3号	同 6 -6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	同	同
同 茅原アパ ー ト1号	同 茅原字草 見鶴16-1	同	63.5	5	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	同	同
同 2号	同	同	63.9	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700	同	同
同 3号	同	同	64.2	2	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,200	34,900	同	同
同 城南アパ ー ト1号	同 城南町9 -34	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000	同	同
同 末広アパ ー ト2号	同 末広町23 -62	同	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	同	同
同 3号	同 23 -60	2LDK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	同	同
同 川南アパ ー ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	5	同	15,200	17,500	20,000	22,600	25,800	29,800	同	同
同 2号	同 1-2	同	51.2	4	同	15,300	17,700	20,200	22,800	26,100	30,100	同	同
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	54.6	4	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	同	同
同 4 号	同 1-4	3K	54.6	2	同	16,400	18,900	21,700	24,500	27,900	32,300	同	同
同 川南アパ ー ト5号	同 1-5	同	55.7	1	同	16,800	19,400	22,200	25,100	28,600	33,100	同	同
同 こがねアパ ー ト1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	同	同

同 3号	同 21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	同
同 東アパー ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	64.2	3	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	同
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	同
同 3号	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	同
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	3	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	同
同 2号	同	同	69.2	3	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,300	同
同 余目アパー ト	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93-1	同	62.6	1	同	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	同
同	同	同	64.2	1	同	16,300	18,900	21,600	24,300	27,800	32,100	同
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	2	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

また、令和3年7月1日以降に入居決定した者は、(6)の「寡婦又は寡夫」を「所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦」と読み替えるものとする。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 令和3年7月1日以降に入居決定した場合で、入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和3年4月1日から令和4年1月31日までの午前10時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。郵送の場合は、令和4年1

月31日の午後5時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公 募 戸 数	区 分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用品 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者		敷金
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	1	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 2号	同 19 -28	2DK	40.5	2	同	11,800	13,600	15,600	17,600	20,100	23,200	单身可	
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	3DK	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同 2号	同 -5	同	55.7	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同	同	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	单身可	
同 3号	同 -6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		
同 茅原アパ ート2号	同 茅原草 見鶴16-1	同	58.4	1	同	15,700	18,100	20,700	23,300	26,700	30,800	单身可	
同	同	同	63.9	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700		
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		
同 2号	同 -30	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	单身可	
同	同	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000		
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	2LDK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同	同	3DK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	单身可	
同 2号	同 -62	2LDK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		

同	同	3DK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同	同	同	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同	川南アパ ト1号	2DK	51.2	1	同	15,200	17,500	20,000	22,600	25,800	29,800	单身可
同	同	同	51.2	1	同	15,200	17,500	20,000	22,600	25,800	29,800	
同	川南住宅4 号	3K	54.6	2	同	16,400	18,900	21,700	24,500	27,900	32,300	
同	川南アパ ト5号	同	55.7	2	同	16,800	19,400	22,200	25,100	28,600	33,100	
同	こがねアパ ト1号	3DK	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同	同	同	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同	2号	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	
同	3号	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同	東泉アパ ト2号	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	
同	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	单身可
同	鳥海アパ ト1号	同	69.2	1	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	
同	同	同	69.2	1	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	单身可
同	3号	2DK	54.5	1	同	18,200	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	
同	新橋アパ ト	3DK	68.2	2	同	23,400	27,000	30,900	34,800	39,800	45,900	

同 北新町アパー ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	単身可
同	同	同	55.0	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	単身可
同	同	3DK	64.3	3	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	単身可
同 余目アパー ト	東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	62.6	1	同	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	単身可
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	同
同 遊佐アパー ト	飽海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
 - (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。
イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合
ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年4月5日から同月9日までの午前10時から午後5時まで。
ただし、郵送の場合は、令和3年4月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和3年6月上旬

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 3. 3.19	第189号	255	18	に規定する	各号に掲げる